

平成二十年二月二十二日受領
答 弁 第 九 〇 号

内閣衆質一六九第九〇号

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対する答弁書

一について

当初のお尋ねが平成十三年度から平成十七年度までに購入したワインに関して平成二十年一月十日現在での銘柄別に使用された本数及び残数についてであったことから、ワインはそのような形で管理されていないため、お答えすることが困難である旨先の答弁書（平成二十年一月十八日内閣衆質一六八第三九五号）一についてで述べたものである。

二について

適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第四五号）二についてで述べたとおりである。

三について

外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用していることは先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第四五号）三についてで述べ

た
と
お
り
で
あ
る
。